平成２５年（フ）第３１２３号
東京都北区上十条５丁目41―６
債務者　高原　信夫
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３１３２号
東京都豊島区西巣鴨２丁目38―１
債務者　林　　智子（旧姓伊原）
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３１３３号
東京都練馬区豊玉中１―12―13―307、住民票上の住所東京都練馬区豊玉南３丁目24―18　国産自動車交通株式会社内
債務者　高橋　健治
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３１３５号
東京都小金井市梶野町４丁目10―23　小金井荘
債務者　渡部　　勉
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３１３７号
埼玉県川口市大字東内野556―４
債務者　山本香奈美
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３１３８号
東京都豊島区東池袋５丁目８―17―1305
債務者　高井　雅浩
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３１３９号
東京都板橋区氷川町25―10―501
債務者　前澤久美子
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３１４０号
神奈川県横浜市神奈川区神大寺１丁目22―37―202
債務者　堀内　　真
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３１４３号
東京都台東区日本堤１丁目40―９　末広ハウス110
債務者　青木　孝弘
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３１４４号
東京都世田谷区大蔵６―７―26　大蔵荘、住民票上の住所東京都世田谷区大蔵５丁目22―10―202
債務者　木原　　敬
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３１４５号
東京都品川区南品川４丁目７―21―208
債務者　中江　敦子
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３１５０号
東京都大田区久が原３丁目１―４―301
債務者　飯島　一人
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３１５１号
東京都北区東十条４丁目３―７―301　白山ビル・奥貫方
債務者　加藤　　武
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３１５９号
東京都江戸川区西葛西２丁目２―20―408
債務者　千田千代子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３１７４号
東京都練馬区早宮３丁目20―22―205
債務者　倉原　里佳
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３１７５号
神奈川県横浜市神奈川区白幡上町25―11―103
債務者　工藤　龍太
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部